

市報第19号

令和3年度横浜市一般会計補正予算（第3号）についての専決  
処分報告

令和3年度横浜市一般会計補正予算（第3号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和3年7月6日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和3年9月10日提出

横浜市長 山中竹春



令和3年度横浜市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度横浜市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,809,817千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,025,576,865千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		千円 402,196,504	千円 1,809,817	千円 404,006,321
	2 国庫補助金	99,014,146	1,809,817	100,823,963
歳 入 合 計		2,023,767,048	1,809,817	2,025,576,865

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 健康福祉費		393,767,571 <sup>千円</sup>	1,809,817 <sup>千円</sup>	395,577,388 <sup>千円</sup>
	4 生活援護費	131,686,416	1,809,817	133,496,233
歳 出 合 計		2,023,767,048	1,809,817	2,025,576,865

## 一般会計補正予算(第3号)に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 歳 入

款 項 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区	分 金 額 千円	
18 国庫支出金	402,196,504	1,809,817	404,006,321			
2 国庫補助金	99,014,146	1,809,817	100,823,963			
6 健康福祉 国庫補助金	25,435,985	1,809,817	27,245,802	新型コロナウイルス (28)感染症セーフティ ネット強化交付金	1,809,817	
<b>歳 入 合 計</b>	<b>2,023,767,048</b>	<b>1,809,817</b>	<b>2,025,576,865</b>			



補正予算給与費明細書

一 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給				与			合計	備考
		報酬	給料	料	職員手当	費	計	計		
補正前の額	人 〔1,449〕 (19,350) 35,904	千円 20,654,827	千円 144,524,006	千円 142,473,698	千円 307,652,531	千円 58,204,551	千円 365,857,082			
補正額	{-} {-}	-	-	2,259	2,259	-	2,259			
合計	〔1,449〕 (19,350) 35,904	20,654,827	144,524,006	142,475,957	307,654,790	58,204,551	365,859,341			

○〔〕内は再任用常時勤務職員数、（）内は再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で、いずれも外数である。  
 ○職員手当（通勤手当）には、会計年度任用職員に係る通勤手当相当分を含む。

区分	超過勤務手当	
	千円	
補正前の額	6,610,054	
補正額	2,259	
合計	6,612,313	

職員手当  
補正額の内訳

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給				与			合計	備考
		報酬	給料	職員手当	費計	共済費	合計	備考		
補正前の額	人 〔1,449〕 (597) 35,904	千円 —	千円 144,524,006	千円 136,740,197	千円 281,264,203	千円 54,747,999	千円 336,012,202			
補正額	〔—〕 (—)	—	—	2,259	2,259	—	2,259			
合計	〔1,449〕 (597) 35,904	—	144,524,006	136,742,456	281,266,462	54,747,999	336,014,461			

○〔 〕内は再任用常時勤務職員数、( )内は再任用短時間勤務職員数で、いずれも外数である。

職員手当 補正額の内訳	区分	超過勤務手当
		千円
	補正前の額	6,610,054
	補正額	2,259
	合計	6,612,313

**参 考**

**地方自治法（抜粋）**

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（第4項省略）